

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

概要

一、ここ数年来、経済社会の構造変化にともなう労働立法の再編成が次々に進められているが、今期には多年の課題であつた定年延長の立法化が実現し、あわせて高齢者の雇用対策の枠組みが決められた。また、労働基準法改正の準備が進展し、労働基準法研究会最終報告および中央労働基準審議会の答申が、一九八六年年末に出された。社会的関心の中心は労働時間制度の変更のあり方にある。

一、すでに成立した論争的な法令である、男女雇用機会均等法が、八六年四月から、労働者派遣法が七月から実施となった。これに先立ち、法律の具体的運用の内容が政・省令、告示等で明らかにされた。

一、八五年九月のG5以降、ドル高の調整につづき円高が急展開し、これにともない円高不況による雇用問題が深刻化し、直接に影響をうける地域等にたいする雇用対策が八六年後半以降重要となり、恒久的な地域雇用対策立法が準備されることとなった。

一、予算案および提出法案をふまえて、八六年二月林労働大臣が衆議院社会労働委員会で所信表明をおこなったが、これは八六年度の労働省所管の重点政策を明らかにするものであつた。これによると、長期的および当面の雇用対策、労働時間短縮、労災保険制度における「不均衡是正」、中小企業退職金共済制度の改正等の約一〇項が課題であつた。

一、労働白書は、中長期の問題として(パート、派遣労働、企業内外の異動を含む)雇用の多様化と労働時間短縮を取り扱っている。

一、貿易摩擦と円高不況にたいして、内需拡大の必要性が政府の経済政策にかんする諸文書でも明らかにされたが、他方で財政緊縮の方針も維持されており、個別企業は競争に没頭して実効はあがっていない。そのなかで、賃金助成による雇用維持政策が若干進展をみせた。

一、既述のほか、雇用・労働市場政策で、この期に目立ったものは、失業対策事業の紹介対象者を、漸次六五歳まで引下げよう報告書が出て、実行され始めたこと、精神薄弱者の雇用対策につき立法化準備が進んだことなどをあげることができる。

一、職業能力開発政策については、八五年一〇月より改正法が施行され、省令等で職業訓練の弾力化が具体化された。また、八六年五月「職業能力開発基本計画」が策定されたが、これにより法改正の狙いであつた「学習企業」の実現などの中期ビジョンが具体的となつた。八六年六月に発表された「生涯能力開発研究会」の二一世紀に向けた長期的ビジョンも、この延長上にあると考えられる。

一、労働基準政策としては、時間短縮のほか、労働災害の防止、労災補償保険制度の手直し、中小企業退職金共済法改正、勤労者財産形成促進制度の改善などが課題であった。ME化と関連して問題とされてきたVDT労働の行政上の基準が改められた。

一、労基法による基準労働時間については、労働基準法研究会が、一週四五時間制をその最終報告で提案した。これは、労働時間を週単位で定め、各日ごとの配分は弾力化する定め方である。労使それぞれの立場から反対の声があがったが、八六年末の中央労働基準審議会の建議は、週四〇時間を目標として掲げ、当面は四六時間とするものであった。配分を弾力化する考え方は研究会と同じである。

一、男女雇用機会均等法については、具体的運用がどのようになるかが注目されていたが、八六年一月に省令・告示等が決まった。

一、MEと労働にかんする大規模な国際シンポジウムが八五年九月、東京で開かれ、各国の知識・経験が集約された。

一、一〇四国会では、政府提出の中高年齢者等の雇用促進に関する特別措置法の一部改正、中小企業退職金共済法一部改正、労災保険法等一部改正が成立した。また、ILO二条約(雇用政策条約一二二号、人的資源開発条約一四二号)が批准承認された。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
